

「平和安全法制整備法」案，及び「国際平和支援法」案の廃案を求める会長声明

2015年（平成27年）6月8日

兵庫県弁護士会

会長 幸 寺 覚

〈声明の趣旨〉

当会は、「平和安全法制整備法」案，及び「国際平和支援法」案に反対し，廃案を求める。

〈声明の理由〉

- 1 政府は，5月14日，「自衛隊法」や「武力攻撃事態法」等の関連10法案を一括改定する「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律（平和安全法制整備法）」案と「国際平和共同対処事態に際してわが国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（国際平和支援法）」案（以下併せて「安全保障法制」という。）を閣議決定し，同15日に国会に提出した。
- 2 従前，政府は，海外における武力行使を禁止する憲法第9条の政府解釈に基づき，武力行使との一体化を防ぐため，自衛隊の活動を「非戦闘地域」「後方地域」に限定し，かつ，その活動が武力行使にわたることを防ぐため，武器の使用についても原則として「自己保存型」「武器防護型」に限定してきた。
しかしながら，今回の本法案のうち，「国際平和支援法」「重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（重要影響事態安全確保法）」「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（国際平和協力法）」，及び「自衛隊法」は，これまでよりも自衛隊の活動する範囲を拡げ，「現に戦闘行為を行っている現場以外の場所」における自衛隊の活動を認めるとともに，これまで原則として認めてこなかった任務遂行のための武器の使用をも認めるとした昨年7月1日の閣議決定を法制化する内容となっている。その具体的内容を見るに，以下の通り看過し得ない問題があると言わざるを得ない。
- 3（1）まず，重要影響事態安全確保法及び国際平和支援法は，いずれも，「現に戦闘が行われている現場」以外であれば，銃弾・爆薬を含む補給や輸送等を行うとともに，自衛隊の安全が確保される場合であれば，現に戦闘が行われるに至っても捜索救助を行うことを容認する内容が規定されている。
（2）また，国際平和協力法は，保安のための監視，駐留，巡回，検問及び警護

といった治安維持業務を行う際の任務遂行を目的とした武器の使用，並びに被災民救援等の業務を行う際に，不測の侵害等から国際平和協力業務の支援等に当たっている自国又は他国の者らの保護を行ういわゆる「駆けつけ警護」における武器の使用を容認する内容が規定されている。

(3) さらに，自衛隊法は，これまで容認された自衛隊の武器等防護から，他国軍隊の武器等防護をも目的とする武器の使用，並びに在外邦人保護時の任務遂行を目的とする武器の使用を容認する内容が規定されている。

(4) 以上の内容に照らすと，まず，重要影響事態安全確保法及び国際平和支援法は，「現に戦闘が行われている現場」以外の場所における活動を広く容認し，他国の武力行使と一体化したと評価されかねない活動を行うことを招く結果，自衛隊が海外において攻撃を受けるリスクを高め，自衛隊員の生命・身体に対する危険を飛躍的に増加させることとなる。

また，国際平和協力法及び自衛隊法も，自衛隊員の武器使用権限を拡大し，自衛隊の就く業務の危険性を高め，自衛隊員の生命・身体に対する危険を飛躍的に増加させることとなる点において，何ら相違はないのである。

4. そして，以上の法案においては，いずれの法案も国会が関与する規定こそ置くものの，昨年12月に施行された特定秘密保護法により，国会議員に提供される情報は極めて限定的になることが予測され，報道機関による取材も，同法による罰則規定により極めて制約され，市民が政府の判断した情報を知ることは困難となることが深く懸念される。

5. 当会は，既に，安全保障法制のうち，集団的自衛権の行使を可能にするための「武力攻撃事態対処法」及び「自衛隊法」の改正案，並びに，集団的自衛権の行使が行われることを前提とした「米軍等行動関連措置法」，「特定公共施設利用法」，「海上輸送規制法」，及び「捕虜取扱い法」の改正案が，いずれも憲法第9条に抵触し，無効である旨意見したところであるが（2015年5月18日付当会会長声明），「現に戦闘が行われている現場」以外の場所における活動を認める重要影響事態安全確保法及び国際平和支援法，及び武器使用権限を拡大する国際平和協力法及び自衛隊法は，いずれも自衛隊員を危険な状況に陥らせるばかりか，他国との武力行使の一体化を招き，海外での武力行使に道を開くおそれがある点で，同じく憲法第9条に抵触する法律案であると言わざるを得ないことから反対し，安全保障法制を廃案とすることを求めるものである。

以上